（様式３－１）

**COI自己申告書（役員・委員対象）**

一般社団法人 日本渡航医学会 理事長　殿

一般社団法人 日本渡航医学会の役職に就任するにあたり、本学会の利益相反指針に基づいて、過去3年間の本学会の事業に関連する企業や営利団体との利益相反状態を申告いたします。

申 告 者 氏 名：

所属（機関・教室/診療科）・職名：

本学会での役職：[ ] 理事長 [ ] 副理事長 [ ] 理事 [ ] 監事 [ ] 会長 [ ] 次期会長

[ ] 医療職認定制度委員長 [ ] 編集委員長 [ ] 看護部会長 [ ] トラベラーズワクチン委員長

[ ] 広報委員長 [ ] インバンド委員長 [ ] トラベルクリニック部会長 [ ] 産業保健委員長

[ ] 薬剤師部会長 [ ] 歯科部会長 [ ] 利益相反委員長

[ ] 編集委員 [ ] 利益相反委員 [ ] ガイドライン作成委員

**A. 自己申告者自身の申告事項**

１．企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 役 職 (役員･顧問など) | 金額区分 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

金額区分：①100万円以上500万円未満　②500万円以上

２．株の保有と、その株式から得られる利益（最近3年間の本株式による利益）　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（1つの企業の年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5％以上保有のものを記載）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 名 | 持ち株数 | 申告時の株値（一株あたり） | 金額区分 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |

金額区分：①100万円以上500万円未満　②500万円以上

３．企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 特 許 名 | 金額区分 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |

金額区分：①100万円以上500万円未満　②500万円以上

４．企業や営利を目的とした企業や団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

（1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のものを記載） （[ ] 有　・　[ ] 無）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 金額区分 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

金額区分：①50万円以上200万円未満　②200万円以上

５．企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のものを記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 金額区分 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |

金額区分：①50万円以上200万円未満　②200万円以上

６．企業や営利を目的とした団体が提供する研究費　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（1つの臨床研究（治験、共同研究、受託研究など）に対して支払われた総額が年間100万円以上のものを記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 研究費区分 | 金額区分 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

研究費区分：①治験　②産学共同研究　③受託研究

金額区分：①100万円以上1000万円未満　②1000万円以上

７．企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄付金（[ ] 有　・　[ ] 無）

1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に支払われた総額が年間100万円以上のものを記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 金額区分 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

金額区分：①100万円以上1000万円未満　②1000万円以上

８．企業などが提供する寄付講座　（[ ] 有　・　[ ] 無）

　　　（企業などからの寄付講座に所属している場合に記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 寄付講座の名称 | 設置期間 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |

９．その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（１つの企業・団体から受けた報酬が年間５万円以上のものを記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 報 酬 内 容 | 金額区分 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

金額区分：①5万円以上20万円未満　②20万円以上

**B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者の申告事項**

該当者氏名（申告者との関係）： （ ）

１．企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円超のものを記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 役 職 (役員･顧問など) | 金額区分 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

金額区分：①100万円以上500万円未満　②500万円以上

２．株の保有と、その株式から得られる利益（最近1年間の本株式による利益）　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（1つの企業の1年間の利益が100万円超のもの、あるいは当該株式の5％超保有のものを記載）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 名 | 持ち株数 | 申告時の株値（一株あたり） | 金額区分 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |

金額区分：①100万円以上500万円未満　②500万円以上

３．企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬　（[ ] 有　・　[ ] 無）

（1つの特許使用料が年間100万円超のものを記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 企 業 ・ 団 体 名 | 特 許 名 | 金額区分 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |

金額区分：①100万円以上500万円未満　②500万円以上

誓約：

私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の一般社団法人 日本渡航医学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は，社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日（西暦）　　　　　　年　　　 　　月 　　　　　日

申 告 者 署 名

（本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から２年間保管されます）

自己申告書欄が不足している場合にご使用下さい。

【申告事項】

１．企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額

２．株の保有と、その株式から得られる利益（最近3年間の本株式による利益）

３．企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬

４．企業や営利を目的とした企業や団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

５．企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料

６．企業や営利を目的とした団体が提供する研究費

７．企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄付金

８．企業などが提供する寄付講座

９．その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当者（A・B） | 申告事項 | 企業・団体名 | 適用（役職・特許名・研究費種類など）※株の保有の場合は、持ち株数および株価を記載 | 金額区分（各項目をご参照下さい。） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |